

## 厚生福祉・巻頭言「スウェーデンの外国人就労に関する実体験」

元・駐スウェーデン特命全権大使 渡邊芳樹

昨年暮れにかけて成立した入管法改正案は本格的外国人受け入れ政策ではないかと議論が沸騰した。その論評は横に置き、筆者が経験したスウェーデンにおける労働移民受け入れに関わる実体験を示したい。

なお、スウェーデンは人口1000万人余りの国であるが、そのうち外国生まれの移民が15%を占め、移民の親から国内で生まれた者も多く人口の2割から3割が外国系である。日本の人口に当てはめれば約3000万人になる。全く規模が異なる。また、移民には選挙権もあり多くの外国人が政府で働く開放国家である。

2010年の移民受け入れは合計38864人。うち家族滞在を除き、外国人移民は労働移動自由なEUから6割ということは別として、難民が3割、労働移民が1割と難民が多い。ちなみに自国で足りるなら入れないという労働市場調査は当時すでに廃止されていた。

さて、スウェーデンでも日本人児童のために日本の小中学校相当の教育を行う補習校が設置されている。校長先生は小学校校長を経験し退職された方を文部科学省が選定し特別手当を支給して派遣してきていた。私が大使在職中にも新しい校長が来ることになり、スウェーデン移民庁による審査と就労許可が必要とされた。しかし許可が下りない。どうしたことかと事情を調査した。移民庁によれば、申請者は労働移民であり、その雇用主の明示が必要である。文部科学省は外務省の要請で人選し手当を支給しているだけで雇用責任はないとした。やむを得ず現地大使である私が雇用主の立場にあると疎明しクリアした。次に、その者は教育労働者であり全国教職員労働組合による審査で給与等の処遇が奴隷労働ではない確認が必要とされた。結果は、何ら問題ないことが確認されて、移民庁も就労許可を出した。なお、余談だが労働移民審査は中国系が殺到しており、日本系は問題なくても迅速な処理は難しいとも言われた。

以上は、あくまでスウェーデンでの経験であるが、今後日本での就労を目指して入国する多くの外国人材の雇用関係及び日本人並みとする給与等の処遇を誰がどのように確認するのかという課題を考える際の一助となろう。